日本年金機構の職員の採用についての検討案

厚生労働省

- 1.機構設立後の人員削減数の有期雇用化、及び外部からの採用 数の見直しについて(5月28日に年金業務・組織再生会議から示された再検討事項の⑤⑥関係)
 - 〇 機構設立時の人員削減に加え、機構設立後に予定される人員削減数のうち1400人程度を機構設立時に有期雇用とすることにより、機構設立時の正規職員の人員規模を抑制し、概ね10900人程度とする。
 - 〇 このうち、機構設立時において、概ね1000人程度は、 社会保険庁の外部からの採用とする。((注)従来説明400人)
 - 〇 これにより、機構設立時において、従来の社会保険庁職員 からの採用は、概ね9900人程度とする。

2. 懲戒処分歴のある者の取扱い

〇 懲戒処分歴のある職員については、機構の正規職員には採 用されない。

ただし、成績優秀かつ改革意欲に燃える等の条件に合致する者であって、かつ、専門知識、経験等から新組織の構成及び運営上その職に不可欠な人材として、ごく例外的に正規職員としての採用が真に必要と認められる者に限っては、個別に厳格な審査を経ることにより、採用しうるものとする。

○ なお、これらの職員について、有期雇用職員として採用することは可能であるが、この場合にあっても、職員採用審査会における公正かつ厳格な審査を経る。

また、有期雇用職員としての採用後、業務に精励し、意欲と能力が実証された場合にあって、正規職員への採用を行おうとするときは、機構において第三者による公正かつ厳格な採用審査を行うものとする。

3. 厳正な採用審査

- 〇 機構設立時の職員採用に当たっては、厚生労働大臣が任命 する設立委員会が、厚生労働大臣の承認を得て選任する学識 経験者の会議(職員採用審査会)の意見を聴いて採否の判断 をすることとされているが、職員採用審査会の構成員や、そ の下で職員に対する面接を行う者は、全て民間出身者とする。
- 〇 職員採用審査会では、社会保険庁の人事評価がどの程度参 考にできるか検証するとともに、最終的に自らの判断で職員 の採否を審査する。

なお、職員の採否の審査に当たって、書類審査の結果を踏まえ、必要な範囲については、詳細な面接審査を行う。

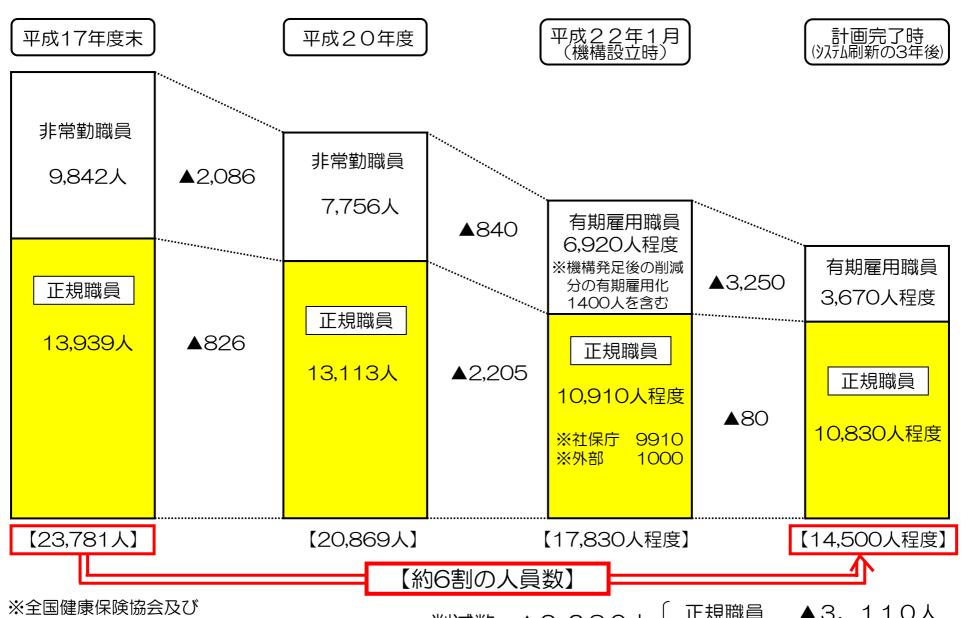
4. 機構設立後の人員削減数に見合う有期雇用化職員の処遇等

〇 機構設立後の人員削減数に見合う有期雇用化職員の処遇は、 業務内容や残業等の労働条件を正規職員と同等とすることか ら、給与等も正規職員と同水準とする。

また、名簿掲載、職員採用審査会、退職金の機構退職時の一括払等の採用手続も正規職員と同様とする。

(別添1)

日本年金機構設立に伴う人員数の推移案



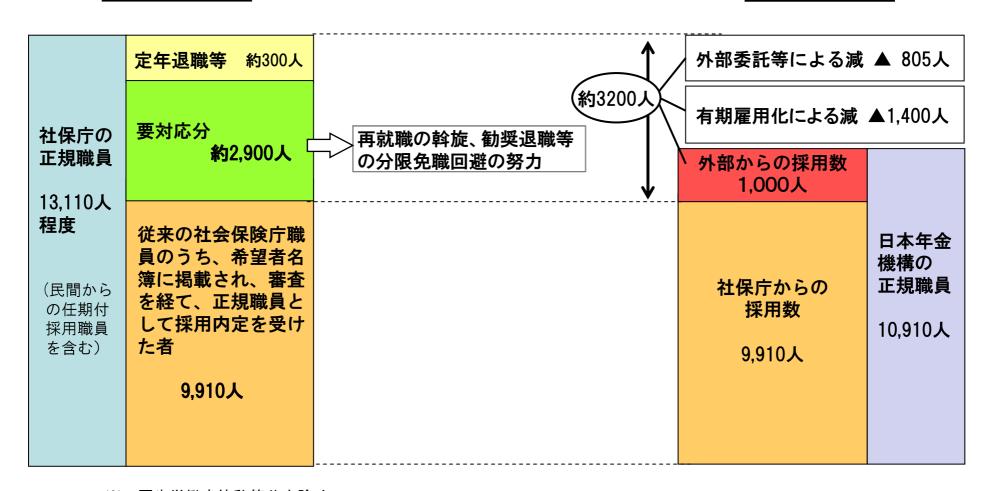
※全国健康保険協会及び 国(医療指導・年金) への移管分を除く

们减数 ▲9,280人 正規職員 ▲3,110人 非常勤職員 ▲6,170人

日本年金機構設立時の正規職員の人員数案

21年1月頃(採用内定)

22年1月 (機構設立時)



※ 厚生労働省等移管分を除く。